

平成 1 8 年 6 月 教 育 長 定 例 記 者 会 見 資 料

事 項	内 容	備 考
<p>県立学校への自動体外式除細動器（A E D）設置について</p> <p>* 県立学校 高等学校 113 校 （分校 1 校含む） 特殊教育諸学校 20 校 （分校 1 校含む）</p>	<p style="text-align: center;">全ての県立学校 1 3 3 校（分校を含む。）に A E D を各 1 台設置します。</p> <p>1 目 的 自動体外式除細動器（A E D）が、救急現場に居合わせた一般市民等でも行えることになりましたので、下記の理由から各県立学校に設置し、教職員や生徒に対して A E D に関する知識や操作方法等について普及啓発を図るものです。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>生徒に対し、自他の生命尊重の意識を高めるため、一般市民が A E D を使用できるようになった意義や実際に A E D を用いた使用方法などを学習させることが必要であること。 突発的な心臓疾患は、体育の授業や運動部の活動中だけでなく、日常の学校生活においても発生することから、不測の事態に備えてその緊急の対応策が強く求められていること。 茨城県高等学校長協会協会長からも「県立学校への A E D（自動体外式除細動器）の設置を求める要望書」が提出されていること。</p> <p>2 今後のスケジュール</p> <p>7 月 6 日（木） 心肺蘇生法実技講習会 （ 9 時 3 0 分 から ） 場 所：茨城県教育研修センター（笠間市平町 1410） 対象者：県立学校の教職員（各学校 1 名以上） 人 数：約 1 5 0 名</p> <p>9 月末 全ての県立学校に A E D を設置予定</p>	<p>保健体育課 学校保健担当 （内線 5 3 4 7）</p>